

第21回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和6年2月27日(火)
- 2 開催時間 午後1時29分開会 午後2時18分閉会
- 3 開催場所 帯広市役所10階 第5AB会議室
- 4 出席委員 25名
 - 1番 工藤 美佐
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 深田 敬吾
 - 4番 濱野 敏夫
 - 5番 兒玉 康英
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 梶川 毅
 - 8番 河瀬 勉
 - 9番 荒川 満雄
 - 10番 大塚 敏幸
 - 11番 山口 善則
 - 12番 室崎 公一
 - 13番 山崎 博之
 - 14番 落合 憲和
 - 16番 辻 浩志
 - 17番 尾関 健一
 - 18番 増地 孝昇
 - 19番 岸塚 隆弘
 - 20番 鹿内 淳一
 - 21番 廣瀬 貢弘
 - 22番 石崎 一彦
 - 23番 山本 裕慈
 - 24番 森 有宏
 - 25番 飯田 祐一
 - 26番 吉田 利彦
- 5 欠席委員 1名
 - 15番 窪田 さと子
- 6 議事録署名委員
 - 17番 尾関 健一
 - 18番 増地 孝昇
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (4) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (5) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (6) 議案第4号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第5号 農用地利用集積計画の案の決定について
 - (8) 議案第6号 特定農地貸付けの承認申請に対する決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
 - 事務局長 山名 克之 農地課長 境 憲行
 - 農地係長 佐々木 正人 農地係主任 水野 晴基
 - 農地係主任補 伊藤 智哉

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第21回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は、25名です。
	議席番号15番 窪田委員につきましては、欠席の申出を受けております。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していること をご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第 3. 次第 にあるとおり、報告が2件、議案が6件、 その他が1件です。
	(配付資料の確認)
	以上です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、17番 尾関委員、18番 増地委員を指名いたします ので、よろしくお願いいたします。
	それでは報告案件に入ります。報告第1号につきましては、事前に資料を送付し、 内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
議長	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」報告いたします。
	1月分の調査結果について、増地調査委員長より報告をお願いします。
増地調査委員長	25日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明、附番44、45の 2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、1月分の報告を終わります。
議長	ありがとうございました。
	次に、2月分の調査結果について、岸塚調査委員長より報告をお願いします。
岸塚調査委員長	9日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明、附番46の1件に ついて現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、2月分の報告を終わります。

議	長	ありがとうございました。 以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。 以上で、報告案件はすべて終了いたしました。
議	長	これより議案の審議に入ります。 議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)		農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。 (議案第1号、附番33から35の3件の合意解約について朗読・説明) 以上附番33から35の3件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。
議	長	それでは審議に入ります。 ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。 次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(水野主任)		農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第2号、附番34から35の使用賃貸2件、附番36から37の贈与による所有権移転2件、附番38の賃貸借1件、について、調査票に基づき朗読、説明。) 以上附番34から38の5件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議	長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 附番38について、鹿内委員よりお願いいたします。
鹿 内 委 員		附番38について意見を申し上げます。借主はこれまでも学童農園として農地を活用しており、現在も適切に農地を管理しております。問題はないと考えます。 意見は以上です。
議	長	ありがとうございました。 それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に議案第 3 号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(伊藤主任補)	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。 (議案第 3 号、「1. 農用地利用計画」附番 6 の農地への用途変更 1 件、附番 7 の農業用施設用地への用途変更 1 件、「2. 農地転用計画」附番 7 の農業用施設建設のための転用 1 件について、調査書に基づき朗読・説明)
議 長	それでは議案第 3 号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、「1. 農用地利用計画」附番 7 及び「2. 農地転用計画」附番 7 につきましては、山本委員が関係してしますので、ここで一時退席していただきます。 【山本委員退席】
議 長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 「1. 農用地利用計画」附番 7 及び「2. 農地転用計画」附番 7 について、室崎委員よりお願いいたします。
室 崎 委 員	それでは意見を申し上げます。附番 7 でございます。事務局の説明のとおり、周辺農地、周辺環境に影響はないと思われるので、農業振興地域計画変更はやむを得ないものと考えます。以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。 【山本委員着席】
議 長	引き続き、「1. 農用地利用計画」附番 6 の審議を行います。地区担当委員の意見を伺います。 「1. 農用地利用計画」附番 6 について、深田委員よりお願いいたします。
深 田 委 員	それでは意見を申し上げます。議案第 3 号、附番 6 です。申請地は、農用地として有効活用するため、農業振興計画を変更すべきと考えます。以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)

議	長	ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。 次に、議案第４号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(伊藤主任補)		農地法第５条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第４号、附番１０の砂利採取に係る一時転用１件、附番１１の農業用施設の建設のための農地転用１件について、調査書に基づき朗読・説明) なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第５条の各要件に合致していることを確認しております。
議	長	それでは議案第４号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが、附番１１につきましては、山本委員が関係していますので、ここで一時退席していただきます。 【山本委員退席】
議	長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 附番１１について、室崎委員よりお願いいたします。
室 崎 委 員		それでは意見を申し上げます。議案第３号 附番７で申し上げたとおり、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。以上です。
議	長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。 ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、本件につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可することとします。 【山本委員着席】
議	長	引き続き、附番１０の審議を行います。地区担当委員の意見を伺います。 附番１０について、辻委員よりお願いいたします。
辻 委 員		それでは意見を申し上げます。附番１０です。事務局からの説明のとおり、申請地は表土が薄く砂利層があるため、砂利を採取し平坦な農地にすることによって、よい農作業ができることから、砂利採取についての一時転用はやむを得ないと考えます。 以上です。

議	長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。 ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、本件につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可することとします。 次に、議案第5号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)		農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。 (議案第5号、1. 一般分 (1) 賃借権等の設定 附番65から73の9件について調査書に基づき朗読・説明)
事務局(佐々木係長)		(同、2. 公益財団法人北海道農業公社分(1)所有権移転(買入)の附番13の1件、(2)賃借権の設定の附番15から18の4件について、調査書に基づき朗読・説明) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議	長	それでは審議に入りますが、1. 一般分 (1) 賃借権等の設定 附番66については私自身の案件となりますことから、ここで、議長を飯田会長職務代理者に交代させていただきます。よろしくお願いいたします。 【吉田会長退席、議長席に飯田会長職務代理者着席】
議長(飯田職務代理)		それでは審議を続けます。 1. 一般分 (1) 賃借権等の設定 附番66について、 ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、附番66については原案のとおり決定いたしました。ここで、議長を交代いたします。 【飯田会長職務代理者自席へ移動、議長席に吉田会長着席】
議	長	それでは審議を続けます。 1. 一般分 (1) 賃借権等の設定 附番66を除く13件について審議に入ります。 事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)

議	長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第6号「特定農地貸付けの承認申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局（水野主任）		特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、次の特定農地貸付けの承認申請に対する可否について決定を求めます。 （議案第6号、附番1の1件について、調査書に基づき朗読・説明）
議	長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 附番1について、鹿内委員よりお願いいたします。
鹿内委員		それでは意見を申し上げます。申請者が行おうとしている農地の貸付については、貸付規定において、区画数、1区画の面積、営利を目的としないこと、貸付期間が定められており、特定農地貸付けに該当すると認められます。 次に、農業委員会の承認の可否について、意見を述べさせていただきます。 当該農地は周辺の農地を分断するなどの不適切な位置にはなく、稼働率などから妥当な規模であると考えます。 借受人は、一般公募、抽選により決定していることから公平であると言え、管理指導員を配置するなど、適正な運営を行っております。 また、当該農地には、帯広市以外の使用収益権は設定されておられません。 以上のことから本申請については、承認に必要な要件を満たしており、承認可能なものと考えます。以上です。
議	長	ありがとうございました。 それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
（委員）		（なし）
議	長	ご異議が無いようですので、申請どおり承認することと決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。 続いて「その他」に入ります。 「目標地図策定に関する意向調査の現在状況について」を、事務局より説明させます。
事務局（水野主任）		（「目標地図策定に関する意向調査の現在状況について」説明）
議	長	ただいまの説明に関して、ご質問等ございませんか。 （河瀬委員挙手）河瀬委員、どうぞ。
河瀬委員		最終的にはいつまで提出できるのでしょうか。できるだけ多く集めたいと考えています。

事務局(水野主任)		今後、締め切りを設ける見込みはなく、提出のあったものについては随時、データとして反映させていく考えでございますが、計画の内容に反映させる制約としましては、3月中旬から下旬と考えております。その後に提出されても不都合はございませんので、提出いただければ都度お受けいたします。
河瀬委員	議長	ありがとうございます。もう少し頑張ってみます。 他に何か質問等ありますでしょうか。 (吉田(宏)委員挙手) 吉田委員、どうぞ。
吉田(宏)委員		回収率を教えてください。
事務局(水野主任)		地区によってばらつきはありますが、全体としては昨日時点で64%です。
議長	議長	よろしいでしょうか。
吉田(宏)委員		わかりました。
議長	議長	その他、何か質問ありますでしょうか。
(委員)		(なし)
議長	議長	特に無いようですので、以上で終了いたします。
(委員)		予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございますでしょうか。
(委員)		(なし)
議長	議長	特に無いようですので、以上で終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(佐々木係長)		(事務局から連絡事項の説明)
議長	議長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委員)		(なし)
議長	議長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事務局	議長	ご起立願います。お疲れさまでした。